

第9回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和6年2月26日（月） 午後1時30分より

会議の場所 丹生川支所 2階 防災集会室

会議に附した議案題目

- | | | |
|--------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第 8号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 議第 65号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 5 | 議第 66号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第 67号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第 68号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第 69号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議第 70号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第 10 | 議第 71号 | 農用地利用集積等促進計画（案）について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

上堀 昌也、鴻巣 明久、川上 富之、清水直喜、野尻 真人、白畑 功詞、
田村 信彦、陣出 通子、東野満浩、丸山 浩一、田中君代、垣内 常宏、
牛丸 和久、平井 浩成

○本日会議に欠席した委員

黒木 義弘、大面 正紀、森田 高見、辻 直司、小井戸 寿尚

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、振興主事：高山緑、農地主事：森真哉、書記：三野島孝、小洞雅喜、畜産課長：松井ゆう子、農地相談員：木戸脇良昭

職務代理	<p>ただいまより第8回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日、議席番号5番の 清水 直喜委員、11番の 東野 満浩委員、16番の 辻 直司委員、17番の 小井戸 寿尚委員、18番の 牛丸 和久委員より欠席報告を受けています。</p> <p>本日の出席委員は、19名中14名で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p>
会長	<p>改めまして皆様こんにちは。</p> <p>確定申告の真最中ですが、本日申告書を提出した。支出の部門では肥料費や高熱水道費が上がっています。</p> <p>先般、高山地方市場成果出荷組合の設立50周年記念大会に出席した折、50年前の出来事を思い出しました。</p> <p>私は、丁度50年前に旧高山市農協に就職しました。その時は田んぼにカメムシはいなかったです。また、イノシシも高山にはいなかったと思います。当時は今より雪が多かったのが原因ではなかったかと思われます。</p> <p>トマトも当時とみると収量も反収も上がっており、50年前には高山市農協の予冷库が冬頭町にできたことを覚えています。</p> <p>当時、コシヒカリは県の奨励品種になっていなかったため、コシヒカリの種を買ってコシヒカリを出荷していました。コシヒカリは当時一俵21,000円であり、その後16,000円となり、県の奨励品種に認定された頃にはカメムシが増加してきました。</p> <p>今総会の後には、農業委員のOB会が開催されるので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、皆様のご協力をお願い申し上げまして本日の挨拶にさせていただきます。どうかよろしくお願ひします。</p>

職務代理

ありがとうございました。

それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。
会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 18番 牛丸 和久委員と2番 上堀 昌也委員を指名
します。

議長

日程第2 会期の決定について を議題とします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

日程第3 報第8号 農地所有適格法人の報告等について を
議題とします。

事務局の説明をお願いします。

森
農地主事

今回は3法人について報告します。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございます、
①法人形態
②事業要件
③構成員要件
④役員要件
について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)
以上3件について報告いたします。

議長 続きまして、日程第4 議第65号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

森 農地法3条の申請の説明の前に、事務局より2点説明します。
農地主事

3条の議案の説明に先立ちまして、事務局より2点、説明させていただきます。

まず1点ですが、今までに委員さんから、「確認書」のサインについて、お問い合わせ等頂きましたので、改めて確認の意味で資料により説明します。

農地法第3条許可申請等の運用見直しについては、今年度の4月に農地法の改正があり、それに対応するため、農地法の添付書類を簡素化しております。

農地法第4・5条許可申請に添付する地区委員の確認書を廃止し、また、第3条許可・利用権設定の申請に添付する地区委員の確認書は、地区委員の確認書を、推進委員・農業委員の確認書に変更しております。また、この確認書については、いままでに申請者や行政書士などからサインをお願いされた委員さんもいると思いますが、「農地の異動を確認するだけのもの」ということで、サインするかしないかが、申請を認めるか認めないかという意味を持つものでないことを改めてご承知おき頂ければと思います。よろしくお願ひします。

また、このサインについては、行政書士などから、期限ぎりぎりに確認書を持って来られたり、或いは申請内容、場所などがはっきりしないままサインを求められるというケースがあったということもお聞きしています。これらの件については、先日、行政書士会の研修会があり、その場で、「時間に余裕を持った依頼」「申請内容がわかるような書類を持って依頼」するよう、お願いをしてきましたのでご承知おき頂ければと思います。

さらに、農地取得後1年を目途に、農地見回りを実施する件については、新規取得農地などの作付けについて確認するものですが、

作付け前に確認してもわかりませんので、来年度の作付けが確認できるようになった時点で、具体的な方法などについて、改めてお諮りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2点目ですが、前回、川上委員からのご質問があった件です。

12月にお諮りした案件ですが、改めて資料により説明をします。

この2件の譲受人は同じ方で、就農を希望して昨年5月に上宝町本郷の上宝支所付近の空き家を取得し移住された方で、以前、無農薬栽培に従事した経験を生かし、水稻、トマト・ナス・ピーマンなどの野菜の作付けを行うため、自宅周辺に点在する農地を取得するという案件です。

自宅位置はスライドの位置図の下の方、自宅と表示された場所で、取得する農地は地図の上から2192番、3488番、2555番1の3筆が11番の案件で、取得した空き家と同一の所有者から取得し、また、地図の一番下の2504番1は12番の案件で、取得した空き家の近接地を取得するという案件でございます。

それぞれ事情は相違する案件でしたが、空き家に関連した同様の案件と考え、両方とも、「空き家に付随した農地取得」として同一の事由として上程しております。協議の際に分かりやすくするためのつもりが、誤解を招くよう結果になり、申し訳ございませんでした。

今後は、空き家に付随、或いは近接といった状況的なものについては、今までどおり、個別に詳細説明はしますが、議案に表示する事由としましては、新規であることや、就農して経営していくのか、家庭菜園なのかといった点について表示していきたいと思っております。

ちょうど、今回の議案に何件か出ていますので、具体例として見ていただければと思っておりますが、議案書2ページの1番の右端、事由欄にあるように「新規使用貸借（就農）」、これは営農を念頭に、新規で使用貸借権を設定するもので、4番の「新規取得（家庭菜園）」とありますが、これは家庭菜園のために、新規で所有権を取得するものです。

このように、今回より事由について統一させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

川
委

上
員

以上の説明で理解しましたが、この案件の議案事由の記録においても、片方の案件の空き家に付随した農地取得については、「取得した空き家の近接地取得」であることを明記されるようお願いしたい。

議 長	<p>ただいまの件について、事務局で議案事由の記録について追記をお願いします。</p> <p>それでは、日程第4 議第65号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について 事務局の説明を願います。</p>
三 野 島 書 記	<p>今回は、10件の上程です。</p> <p>それでは農地法3条の申請の説明に移ります。</p> <p>本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。</p> <p>(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあつては存続期間を説明)</p> <p>以上、10件 田・畑 16筆 7,052.00 m²についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの件についてご意見等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。</p> <p>続きまして、日程第5 議第66号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>
三 野 島 書 記	<p>今回は、2件の上程です。</p> <p>最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判</p>

断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

以上、2件 畑6筆 372.00 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します

続きまして、日程第6 議第67号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

三 野 島 記 今回は、7件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

以上、7件 田 畑 12筆 2,217.89 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 その他、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第68号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

三野島 今回は、1件の上程です。

書記 非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。

(案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)

以上2件、ご審議をお願いします。

(案件について、計画の変更内容を説明)

以上1件について、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第 8 議第 6 9 号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小 洞 本日は2件の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進
書 記 法第18条第3項による要件に該当しております。

(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間及び新規・更新の別を説明。)

以上、田 3 筆 4, 551. 00 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第 9 議第 7 0 号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小 洞 本日は11件についての上程です。
書 記 農地中間管理機構である借人は貸付候補農用地等リストに基づ

き田畑 現況農地の土地等 3 5 筆 61, 862. 00 m²について、新規賃貸借権を設定するものです。

以上ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決

定について、承認とします。

続きまして、日程第10 議第71号 農用地利用集積等促進計画（案）について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

小
書

洞
記

今回は35件についての上程です。
(認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付予定作目、
使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)
以上、35件についてご審議をお願いいたします。

議

長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議

長

異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画（案）について、承認とします。

議

長

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第9回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時30分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

牛丸 和久 委員

上堀 昌也 委員
